

# ○質屋・古物商等の犯罪捜査協力者に対する報償制度の実施 について（例規通達）

昭和 55 年 4 月 1 日

群本例規第 20 号（防）警察本部長

〔沿革〕

昭和 59 年 3 月群本例規第 10 号（務）、平成元年 3 月第 6 号（務）、4 年 6 月第 18 号（務）、6 年 2 月第 4 号（防）、3 月第 9 号（務）、11 年 3 月第 7 号（務）、20 年 10 月第 28 号（生企）改正

犯罪捜査について、質屋・古物商等の業者又は一般民衆から積極的な協力を得る必要のあることは、ぞう品捜査の重要性から当然であり、その協力態勢を確立強化する必要から質屋・古物商等で警察の犯罪捜査又は犯人検挙に協力し、直接損害を受けた場合にその損害を軽減するために報償を実施してきたところであるが、報償本来の趣旨からして実情にそぐわない面もあつたので、新たにその運営について別添のとおり要綱を定め、昭和 55 年 4 月 1 日から実施することとしたから、次によりこの制度の趣旨にそつた運営を図り協力態勢の確立に努められたい。

なお、質屋・古物商等の犯罪捜査協力者に対する報償制度の実施について（昭和 32 年 6 月 5 日群防発第 1261 号）は、廃止する。

## 記

### 1 制度の趣旨

この制度は、要綱の目的にあるとおり、質屋・古物商等の積極的な協力を得るためのものである。

従来から盗品等捜査に最大な障害となっていたものは、盗品等の提出や還付について当事者双方の利害関係が対立することで、このため民間からの積極的な協力を期待することは困難な現状にあり、この障害を排除するため、協力によって生じた損害を報償によって軽減するとともに、その功労を慰撫して誠意と協力に報い、今後の協力態勢をいっそう確立強化しようとするものである。

### 2 取扱方針

この制度は、積極的な協力者に対して実質的に損害を補償し、積極的協力の障害となる点を排除しようとするものであるから、協力するための連絡方法などを十分研究して、協力者の立場を考慮し営業上の迷惑を生じないような配慮をするとともに、刑事係、生活安全係はもちろん、地域係等に対しても協力者に対する接遇について具体的に指示し、連絡方法及び犯人を逮捕する場合の要領等につき教養を徹底しておくこと。

### 3 関係業者に対する制度の周知

この制度の実施に当たっては、積極的協力者を確保することが重要であるので、関係業者に制度の趣旨を浸透せしめ、協力態勢を強化するように努めること。

### 4 事務処理要領

具体的事案のあつた場合には、次の要領で処理すること。

(1) 事案発生とその認定

警察署長は、具体的事案を認知したときは、その事案の内容、協力の程度、犯人検挙に対する功勞の度合等を検討のうえ、申請の可否を決定すること。

なお、この場合に必要のあるときは、群馬県警察の表彰取扱いに関する訓令（平成元年群馬県警察本部訓令甲第 13 号）第 6 条による表彰内申をすることを妨げない。

(2) 申請

警察署長は、前記(1)により検討の結果、申請を要すると認めるときは、申請書 2 通を作成し、1 通を警察本部長に申請するものとする。

(3) 報償金の交付

ア 本部長は、申請に基づき報償の必要ありと認めたものについては、報償金額を決定し、報償金交付決定書を警察署長あて送付する。

イ 警察署長は、送付された報償金交付決定書に基づき協力者に報償金を交付するものとする。

5 認定基準

報償区分に係る認定基準の具体的事例は、おおむね次のとおりである。

(1) 第 1 号

物品の取引（質取り、買受け、交換等をいう。以下同じ。）を終えた直後で、当該物品が不正品であるとの疑いを抱き、直ちに警察に通報したため損害を受けた場合

(2) 第 2 号

物品の取引を終えた後、新聞記事、風評等により当該物品が不正品であるとの疑いを抱き、警察に通報したため損害を受けた場合

(3) 第 3 号

品触又は警察からの捜査依頼等に応じて捜査の端緒を提供したため損害を受けた場合

## 別添

### 質屋・古物商等報償制度要綱

#### 第1 目的

この制度は、強窃盗等の犯罪傾向と証拠裁判主義の捜査方式により、盗品等捜査の比重が増大した一面、事件の早期解決と適正なる捜査運営、被害品の迅速な回復が要望される現状から、一般被害者を保護するとともに、犯罪捜査に協力した質屋・古物商等の損失を軽減し、積極的な協力を得ようとするものである。

#### 第2 適用の範囲

この制度は、原則として県内の質屋・古物商・屑物商等で警察の犯罪捜査に積極的に協力したものを対象とし、特に必要のある場合に限り、一般人又は県外の業者に対しても適用するものとする。

#### 第3 取扱い要領

- 1 警察署長は、報償に該当する事案があつたときは、報償基準のいずれかに該当するかを調査し、報償金交付申請書（別記様式第1）により意見を付して警察本部長に申請するものとする。
- 2 警察本部長は、警察署長からの申請に基づき、損害の状況、協力の度合等を審査のうえ報償金額を決定して、報償金交付決定書（別記様式第2）により警察署長に通知するものとする。
- 3 報償金の交付決定通知を受けた警察署長は、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）に定める手続きにより報償金を協力者に交付するものとする。
- 4 この要綱による事務は、生活安全部生活安全企画課において担当し、関係部課は相互に協力するものとする。

#### 第4 報償の基準

- 1 報償の基準は、報償基準表（別表第1）のとおりとする。
- 2 前記1の規定にかかわらず、警察本部長は、犯罪捜査に協力した質屋、古物商等の損失額が報償額を上回る場合において、対象となった事件が重大事件であり、積極的な協力があるなど特別の事情があるときは、特別報償基準表（別表第2）により報償額を決定することができるものとする。

別表及び別記様式省略